月刊 化学物質管理サンプル記事
HPはこちら https://johokiko.co.jp/chemmaga/

Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

危険物行政の最近の動向について

総務省　消防庁
危険物保安室長
加藤　晃一（かとう　こういち）

消防法上の危険物とは、火災や爆発の危険性が高い「固体」および「液体」の物質を指し、その特性に応じて第1類から第6類までに分類され、厳格な安全規制が敷かれています。近年、脱炭素社会の実現に向けた電動化（EV化）の加速や、AI（人工知能）を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展により、これら危険物を取り巻く環境にも軽微ならざる変化が見られるようになってきています。10月号では、こうした動向へ対応する危険物行政の取り組みについて、消防庁 危険物保安室長の加藤氏に解説をお願いいたしました。
リチウムイオン蓄電池に関する規制緩和をはじめ、セルフ給油所でのAI監視の導入、環境負荷低減を目指すバイオエタノール燃料の普及への取り組み、そしてバイオマス発電に伴う木質ペレットの安全管理など、多岐にわたるトピックスをご紹介いたします。本稿を通じて、法改正の背景にある考え方や、現場で求められる安全のポイントについて、理解を深めていただければ幸いです。

消防法上の「危険物」について

―― 危険物保安室様には、これまでいく度か解説記事をお寄せいただいておりますが、今回はあらためてインタビューという形式にて、「危険物」に関する政策動向を伺えましたら幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

加藤　ありがとうございます。こちらこそ、よろしくお願いいたします。

今日はいくつかのトピックスをご紹介させていただく予定ですが、はじめに「危険物」とは何なのか？簡単ながら復習をさせてください。その方が、後の話の見通しがよくなるだろうと思います。

世の中にはさまざまな危険物質がありますけれど、高圧ガス（可燃ガスを含む）ならば高圧ガス保安法により、毒物・劇物ならば毒物及び劇物取締法により、放射性物質ならば原子力基本法等によりと、保管や扱いについてのルールが各所管の法律で定められていま

す。「危険物」についてもそうした危険物質の中の 1 つとして、消防法がそのルールを定めているのです。

では、具体的に危険物とはどのようなものかということですが、「固体または液体の物品」で、かつ「①火災発生の危険性が大きい ②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい ③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する」の 1 つ以上に該当するものです。それらを消防法では「危険物」と定義しています。

そして、消防法の別表第 1 に基づいて、危険物は性質ごとに 6 つの類に分けられています（図表 1）。一般の人にとって馴染み深いのは第 4 類の引火性液体（ガソリン、灯油など）だと思いますが、この後ご紹介しようと予定しているリチウムイオン蓄電池に関しても、その内部にある電解液が分類としてはこの第 4 類に該当します。

分類ごとに指定数量が設けられており、指定数量の「1 倍以上」と「1/5 倍以上～ 1 倍未満」では、消防法上の規制がかかります。1 倍以上の場合、許可を受けた専用の施設（製造所・貯蔵所・取扱所など）以外での貯蔵・取扱いが禁止され、さまざまな安全管理義務が課せられますし、1/5 倍以上～ 1 倍未満の場合、「少量危険物」とされ、各市町村の火災予防条例に基づいた技術基準や消防署への届出が必要となります。大まかには以上です。その他の詳細につきましては、また必要に応じてご説明したいと思います。

危険物の性質と代表的な物質

類別	性　質	特　性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤リン、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄リン
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸



図表 1

リチウムイオン蓄電池に関する規制緩和

―― どうもありがとうございました。それでは、続いて、政策上のトピックスについてご紹介をいただくことはできますでしょうか。

加藤　はい。近年の大きなトピックであるリチウムイオン蓄電池、より正確にいえばその「電解液」についてご紹介いたします。いまも少しお話しましたが、電解液は一般的にエチレンカーボネートなどの第４類危険物（引火性液体）の第２石油類に該当します。この第２石油類の指定数量が1,000Ｌと定められていますので、蓄電池が大量に集まって電解液の総量が数量を超過した場合には、施設に対して消防法上の安全規制（空地の確保、耐火構造、消火設備など）が課される仕組みとなっています。この点に関して、最近、いくつかの緩和措置が講じられることになりました（図表２）。

リチウムイオン蓄電池と危険物の関係

リチウムイオン電池の構成部材

プラス極	**リチウムと金属を含む酸化物が使われる。代表的な例として、コバルト酸リチウム（$LiCoO_2$）、マンガン酸リチウム（$LiMn_2O_4$）、リン酸鉄リチウム（$LiFePO_4$）、三元系リチウム（$LiNixMnyCozO_2$）がある。**
マイナス極	**主に黒鉛が使われる。**
電解液	**有機溶媒にリチウム化合物を溶かしたものが使われる。有機溶媒としては、エチレンカーボネート、プロピレンカーボネート、ジメチルカーボネートがある（主に、消防法危険物第４類第２石油類）。**
セパレータ	**正極、負極を分断し、ショートしないようにする役割がある。**
容器	**金属ケースやラミネート材が使われる。**

◆ 消防法危険物第２石油類とは、灯油や軽油などが該当し、１気圧において引火点が２１℃以上７０℃未満のものをいう（除外規定あり）。
◆ 第２石油類の指定数量は、１，０００リットルである。

図表２

倉庫（屋内貯蔵所）の基準改正：令和５年の改正

加藤　まず、令和５年の改正である倉庫（屋内貯蔵所）の基準改正が挙げられます。ガソリンなど液体危険物を前提とした従来の基準を、そのままリチウムイオン蓄電池の倉庫に適用させるのは厳しすぎるのではないかという、規制改革要望を受けての規制見直しです。背景には、電気自動車（EV）や定置用蓄電池の普及に伴うリチウムイオン蓄電池の保管需要の増加があります。物流倉庫等で大量のリチウムイオン蓄電池を貯蔵する際の基準が、実情に合わせて改正されました。

従来の液体火災（油火災）では、水をかけると火災を拡大させる恐れもあり、「泡消火設備」が原則でした。しかしながら、リチウムイオン蓄電池火災の場合には水による冷却が有効であることが知られていましたので、海外では一般的になっている「スプリンクラー設備」の設置が認められるようになったのです。

特集 1

中国輸出管理制度のその後

―レアアース規制の域外化、対日措置と化学品企業の留意点―

コニカミノルタ(株)
法務部　貿易グループ　グループリーダー　部長
久嶋　省一（くしま　しょういち）

はじめに
―前稿の「予測」が現実になった一年―

筆者は本誌 2025 年 4 月号において中国輸出管理法に関する記事を寄稿した。前稿では、中国の輸出管理が、大量破壊兵器の不拡散を目的とする国際協調型の制度から、国家安全保障上の利益を守り、外国による対中規制への対抗手段としても使用される制度へ変化していることを説明した。

その原稿を執筆した半年後の 2025 年 10 月 9 日、中国政府はレアアース、関連設備・原材料、超硬材料、リチウム電池・人造黒鉛負極材料などについて、6 本の輸出管理公告を一斉に公表した。中でも注目されたのは、中国原産の指定品目をわずか 0.1 %以上含む外国製品や、中国のレアアース関連技術を用いて外国で製造された品目についても、中国政府の輸出許可を求める制度であった。

これらの措置は、米中協議を受けて 2026 年 11 月 10 日まで停止されている。しかし、制度が撤回されたわけではない。また 2026 年に入ると、中国は日本の軍事ユーザー・軍事用途等に対する両用品目の輸出を禁止し、日本企業や研究機関を相次いで輸出管理上のリストに掲載した。化学品、素材、試薬を扱う企業もその対象に含まれている。

本稿では、安全保障輸出管理を専門としない読者を念頭に、前稿執筆後の約一年に生じた変化を整理する。特に、①レアアース規制の対象が素材から設備、薬剤、技術、国外取引へ広がったこと、②日本向け規制が本格化したこと、③易制毒化学品の仕向地別管理が強化されたことを取り上げ、化学品を取り扱う企業が何を確認すべきかを考えたい。

尚、本稿を読み進める上で、関連する法令や告示などの詳細を確認される場合には、一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)が公表している情報が役立つので、活用いただきたい。末尾にリンクを記載する。

1. 前稿以後の約一年 ―何が変わったか―

1.1 輸出管理法・条例・リスト・公告の関係

中国の輸出管理制度は、いくつかの階層から成る。輸出管理法は、両用品目、軍用品、核等を含む輸出管理制度全体の基本法である。これに対し、両用品目輸出管理条例は、貨物、技術及びサービスのうち、民生用途と軍事用途の双方に利用可能な両用品目について、輸出許可、最終需要者・最終用途管理、輸出規制管理リスト、注視リスト、監督検査等を具体化した国務院の行政法規である。中国政府は、同条例を輸出管理法の枠組みの下で、それまで分野別に分散していた制度を統合するものと説明している。

条例と同じ 2024 年 12 月 1 日には、核、化学、生物、ミサイル等の分野別リストを統合した「両用品目輸出管理リスト」が施行された。同リストは、技術的な仕様により何が規制対象かを定める。これに対し、毎年公表される許可証管理目録は、その時点で公表されている規制品目を一つのリストに整理し、各規制品目と関税番号との対応を示す通関・許可実務上の参考資料である。その後、2025 年 12 月 31 日に更新されており、今後も毎年末に更新されるとみられる。

このように規制品リストの枠組自体が 2025 年 10 月以降に大幅に改正されたということではない。個別の公告による規制品目追加、仕向国別公告、輸出規制管理リスト・注視リストへの掲載及び許可・税関運用に際し、対米国、対日本の個別措置が導入され、輸出管理が外交・安全保障上の対立と連動して運用される側面も明確になっている。

1.2 重要鉱物から設備・技術・国外取引へ

ここ数年の動きを時系列で示したものが図表 1 である。この一年の変化は、単に規制品目の数が増えたというだけではない。規制対象が、希少金属や化合物から、それらを製造する設備、原材料、製造技術、保守・コンサルティングへと広がった。また、中国国外で行われる加工や再販売に中国法を適用する仕組みが具体化され、2026 年には日本の最終需要者・最終用途を直接対象とする措置が導入された。

図表 1　2023 年以降の重要鉱物・先端材料規制拡大の流れ

時期	主な措置	実務上の意味
2023 年 8 月	ガリウム、ゲルマニウム関連品を管理	金属だけでなく、化合物、結晶、ウエハー等も対象
2023 年 12 月	高仕様人造黒鉛、天然鱗片黒鉛等を管理	電池、耐熱材、原子力等に関係する黒鉛材料を管理
2024 年 12 月	ガリウム、ゲルマニウム、黒鉛等の米国向け管理を強化	品目規制に仕向国・用途別措置を組み合わせる段階へ
2025 年 2 月	タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品を追加	半導体、光学、電子材料、超硬工具等に関係する重要鉱物へ拡大
2025 年 4 月	中重希土類 7 元素の関連品を追加	化合物、混合物、磁石、ターゲット材等も対象
2025 年 7 月	電池正極材、ガリウム回収、リチウム抽出等の技術を制限技術に追加	「物」だけでなく製造・精製技術も戦略的に管理
2025 年 10 ～ 11 月	超硬材料、レアアース、電池・黒鉛、設備・技術、国外製品に関する 6 公告を公表後、停止	供給網全体と域外取引を対象にする制度を提示
2026 年 1 ～ 6 月	日本向け用途規制と輸出規制管理リスト・注視リストを導入・拡大	国別・最終需要者別の運用が本格化

特集 2

SDS 作成における CBI 管理の実務
～日本・各国制度の比較と社内ルールの作り方～

日本ケミカルデータベース(株)
グローバル・コンテンツ＆サービス部
シニアスペシャリスト　鈴木　亨（すずき　とおる）

はじめに

SDS作成において、成分名称や含有濃度の記載範囲は、営業秘密情報(CBI)の保護と密接に関係し、判断が難しい場合が多い。各国ではCBIの取り扱いを制度化している例も増えている。

日本では、厚生労働省が2026年2月20日に「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」に関する公示[1]をし、同指針[2]は、2026年4月1日から適用されている。

本稿では、この指針の概要を整理するとともに、諸外国とのCBI制度との比較を行う。

1.　日本の安衛法「代替化学名制度」の仕組みと実務のポイント

1.1　代替化学名・代替含有量帯の基本原則

労働安全衛生法(以下、安衛法)では、JIS Z 7252 GHS[3]に基づく化学品の分類方法[4]に基づき、危険性・有害性が確認された化学物質(通知対象物)について、事業者にリスクアセスメント及び必要な措置の実施を義務付けている。リスクアセスメントを実施するにあたり、当該通知対象物の名称や危険性・有害性等の情報が不可欠であることから、通知対象物を譲渡し、又は提供する者に対しては、法第57条に規定するラベル表示や法第57条の2に規定する文書(SDS)の交付等が義務付けられている。

今般、通知対象物の増加に伴い、危険性・有害性があると区分されたものの、その危険性・有害性が相対的に低い化学物質も通知の対象となる。この拡大により、企業側からは、以下の懸念が生じた。

- フォーミュレーション情報が競合に流出するリスク
- 特許未取得の新規配合技術が露呈するリスク
- 海外SDSとの整合性が崩れるリスク

これらを踏まえ、「労働者保護を損なわない範囲で営業秘密情報を守る」というGHSの原則に基づき、代替化学名制度が導入された。すなわち、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされていたところ、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、法第57条の2第3項において、一定の条件下で、成分の化学名における成

分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項を定め、これを通知することにより、法第57条の2第1項に定める成分に係る通知に代えることができることとされた。

通知対象物譲渡者等がSDSを交付等するにあたり、成分を通知することが原則であるが、GHSにおいては、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされつつも、当該規定によって、作業者や消費者の健康と安全、又は環境保護を危うくすべきではない、と明記されている。このことから、有害性が相対的に低い化学物質に限り、リスクアセスメントに影響がない範囲内で、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合には、当該成分の情報について代替化学名等の通知を認めることとするほか、次のとおり代替化学名等の通知に係る基本的な考え方が定められた。

1　1.2に挙げる適用範囲の条件を満たす化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合のみ、成分名の通知に代えて代替化学名等の通知が認められ、それ以外の場合には、代替化学名等の通知は認められないこと。なお、代替化学名等の通知が認められる場合においても、代替化学名等は譲渡・提供先に必ず通知しなければならないこと。

2　営業秘密情報の保護が必要な場合であっても、労働者の安全衛生を確保する観点から、代替化学名等の使用によりリスクアセスメントに必要な危険有害性情報が適切に伝達されるようにすべきこと。

3　SDS上で、代替化学名等を通知した化学物質の成分の情報ごとに「営業秘密」であることを明示しなければならないこと。

4　代替化学名等の通知を行う者は、次の各号に掲げる対応を実施する必要があること。

(1) 第6の1で示す場合において、代替化学名等により通知した成分の情報を適切に開示すること。

(2) (1)の情報の適切な開示のため、第6の2に定めるとおり、成分の情報の開示を求めるための緊急連絡先を、当該化学物質の譲渡提供先に通知すること。

1.2　代替化学名が認められる化学物質の範囲

1　次に掲げる物に該当しないもの

(1) 1,4-ジクロロ-2-ブテン、鉛、1,3-ブタジエン、1,3-プロパンスルトン、硫酸ジエチル、安衛法施行令(以下令)別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び別表第6の2に掲げる物

(2) 労働安全衛生規則(以下則)第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める物

(3) 則第594条の2に規定する皮膚等障害化学物質等

2　次の(1)から(3)に掲げる国及び事業者が行うGHS分類に応じ、それぞれ(1)から(3)に掲げる当該分類の結果のいずれにも該当しない物

(1) 生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性有害性が区分されているもの(当該物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度(濃度限界)未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く)

(2) 呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)又は特定標的臓器毒性(反復ばく露)区分1に該当するもの

(3) 急性毒性区分1、区分2又は区分3に該当するもの

3　当該化学物質の成分の含有量について、重量パーセントがJIS Z 7252に定める濃度限界未満である物(濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る)

濃度限界とは、その成分が混合物の有害性区分に寄与しない濃度のことであり、GHSに基づく

特集 3

メルコスール地域における食品接触材料の認可

Knoell Iberia, S.L., Spain
Chemicals and Product Safety, CPSIII-RAPS1
Regulatory Affairs Manager
Cristina Garcia（クリスティーナ・ガルシア）

翻訳:Knoell Japan（株）

はじめに

メルコスール（南米共同市場）の枠組みにおいて、食品接触物質の「認可」とは、当該物質が同地域のポジティブリスト制度に基づき審査され、規則で定められた条件や移行限界値に従うことを条件として、食品接触材料（FCM）への使用が認められていることを意味する。実際には、物質が技術的に有用であることや他地域で既に使用されていることだけでは不十分であり、意図された食品接触用途で明確な許可を受けていなければ、メルコスール加盟国に上市することはできない。

新規物質を導入する場合、一般的なプロセスとして、まず関連するメルコスールのポジティブリストへの収載を申請する。だが、申請物質が承認されても、それだけで、メルコスール加盟国に上市できるかというと、残念ながら、そうはいかない。物質の承認を実効あるものとし、完全に適用させるためには、その承認が各加盟国の国内法に組み込まれなければならないという点が重要である。さらに企業には、材料の種類、製品の性質、移行制限、および/またはその他特定要件といった具体的な条件が課される。

1. 法的枠組みとガバナンス

メルコスールの食品接触材料規制は、GMC（Grupo Mercado Común、共通市場グループ）決議を中核として構築されており、これらは加盟国の国内規則に組み込まれて初めて施行可能となる。GMC決議 03/92 は枠組み措置として機能し、一般的な安全要件、定義、および食品接触材料・製品（FCM/FCA）が、健康を危険に曝したり、組成に許容できない変化をもたらしたりしない、また官能的劣化を引き起こす量の成分を食品に移行させてはならないという基本原則を定めている。

これに続く決議は、特定の材料分類（例:プラスチッ

ク、金属、紙、シリコーン、エラストマーなど）および特定の物質リストを対象とした「垂直的」な技術規制で、メルコスールの食品接触材料・製品（FCM/FCA）制度はEUのアプローチをモデルとしているものの、実施時期や執行実務はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの間で異なる場合がある。つまり、適合性評価を行う場合は、常にメルコスールレベルと各国レベルの双方の側面からみることが重要だ。

なお、ボリビアは現在メルコスールの一員となっているものの、まだ移行段階にある。ボリビアはその進行度合いに応じて、他の加盟国とは異なるスケジュールでメルコスールの決議を採択することになる。

図表 1 は、メルコスールの法規制を層構造にまとめたものである。

2.　ポジティブリスト制度における「認可」

メルコスールのポジティブリストの枠組みにおける「認可」は、基本的に、特定の食品接触材料（FCM）に適用される関連リストへの物質の収載に加え、関連するすべての使用条件を完全に遵守していることを前提としている。これらの条件には通常、特定移行限度（SML）、材料中の最大許容量、組成および純度要件、ならびに最終製品に適用される総移行限度が含まれる。このアプローチは、物質の安全性が事前に評価され、その使用が明確に定義された範囲内でのみ許可される、体系的な認可制度を反映している。

プラスチックやポリマーコーティングなどの主要分野において、メルコスールの制度は、欧州委員会規則（EU）第 10/2011 号（「プラスチック規則」）によって確立された枠組みと非常に類似している。同制度では、モノマー、その他の出発物質、ポリマー、および添加物について、それぞれ個別のポジティブリストを設けている。これらのリストの各項目には、適用される制限や仕様が明記されている。

全体として、「認可」という概念は単なるリストへの掲載にとどまらず、包括的な技術的・安全基準への準拠を伴うものである。これらの基準は、意図された使用条件下において、材料が人の健康にリスクをもたらさないことを確保するために設計されている。

図表 1　メルコスールの法規制

Level	Instrument	Description
地域的枠組み	GMC Resolution No. 03/92	当該地域におけるすべての食品接触材料・製品（FCM/FCA）について、一般的な安全要件、定義、および原則を定める。また、材料から食品へ、健康を害したり、組成や官能特性に許容できない変化をもたらしたりする量の成分が移行してはならないことを義務付けている。
技術規則	GMC Resolutions（Vertical）	材料分類（例：プラスチック、金属、紙、シリコーン）ごとの具体的な決議。認可物質のポジティブリスト、移行限界値、および試験条件が盛り込まれている。
国内法制化	National Resolutions（e.g., ANVISA, ANMAT）	GMC決議は、各加盟国によって国内法に組み込まれて初めて、法的拘束力を有するものとなる。

Focus

PPWR・ELVR時代の欧州における再生材含有量規制とマスバランス方式の動向

(株)旭リサーチセンター
シニアリサーチャー　博士(工学)
府川　伊三郎（ふかわ　いさぶろう）

はじめに

これまでのEUの主なプラスチック規制としては、容器包装に関する①～③がある。

① 2030年に容器包装プラスチックのリサイクル率を55％以上にする(2018年発表)。
② プラスチック製カトラリーなどの特定使い捨て製品の使用を禁止する(2019年発表)。
③ プラスチックボトルは、2030年までにプラスチック再生材(以下、再生材と略す)含有量を30％以上(PETボトルは2025年までに25％以上)にする(2019年発表)。

1.　EUの包装・包装廃棄物規則（PPWR:Packaging and Packaging Waste Regulation）

1.1　概要

EUは2025年2月にPPWR[1)]を制定した。ポイントとなる第7条の再生材含有量規制を図表1にまとめた。接触に注意が必要な容器包装(食品用、医療用など)とそれ以外に分けている。PETの接触に注意が必要な容器包装の再生材の含有割合は30％であるが、それ以外のポリオレフィン等は10％と低い値になっている。これは技術的に30％の目標達成が難しいためと推定される。このため、現在、欧州では、食品包装に使用できるポリオレフィン等の再生材を増やすべく、メカニカルリサイクル(MR)とケミカルリサイクル(CR)による食品グレードの容器包装の開発が活発に行われている。

2026年8月12日のPPWRの適用を控え、欧州委員会は2026年3月30日にガイダンスとFAQを公表した[2)]。PPWRが複雑で、また不確定なところが多いと言われているためと考えられる。

1.2　PPWRの主要条項

第5条　容器包装中の物質の要件

鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有量の合計が100 mg/kg(100 ppm)を超えてはならず、一定の基準を超えるPFASを含む食品接触容器包装は市場に上市してはならない(第5条4項と5項)。

～　各社の化学物質管理　～

第 108 回

自律的化学物質管理関連法令の要点と三菱ケミカルにおける取り組みの事例紹介

三菱ケミカル(株)
人事本部　人事部　健康支援
環境安全本部　環境安全部　保安・安全・環境グループ
伊藤　伸也（いとう　しんや）

はじめに

令和 3(2021)年 7 月 19 日に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」(以下、「自律的管理報告書」)[1)]が取りまとめられ、厚生労働省から発表された。当社においては、令和 4(2022)年 4 月から自律的化学物質管理に関わる本社管理部門間での定例合同会議体を立ち上げ、社内の自律的化学物質管理に関わる諸課題に取り組んできた。

本稿ではこの度の化学物質管理の大きな法令改正動向の要点を改めて整理したうえで、当社で取り組んできた事項を振り返りつつ、事例の一部を紹介する。自律的化学物質管理に関わる法令は極めて多岐にわたり、紙面の都合上、細部の解説までは記載できなかったことをご容赦いただきたい。各社それぞれ業種、事業規模や労働安全衛生管理体制が異なるが、一人でも多くの皆様へ何かしらの参考となれば幸いである。

1.　自律的化学物質管理の法規制概要

職域での化学物質の管理においては、従来から労働安全衛生法令において厳格な規制が事業者に求められている。労働衛生の 3 管理(作業環境管理、作業管理、健康管理)や 5 管理(3 管理に総括管理、労働衛生教育を加えたもの)をベースとした取り組みにより、化学物質の取り扱いに起因した労働災害を着実に減少させてきた。一方で、昨今の化学物質管理に関する課題として、①化学物質による重篤災害の発生、労働災害件数の高止まり、②小規模事業場の対策の遅れ、③化学物質管理の国際的な潮流からの遅れ、④化学物質の危険性・有害性を伝えるシステムの整備の遅れ、⑤増加する全ての化学物質に対して特別規則(特化則、有機則など)と同様の措置義務をかけることは不可能、などが挙げられている(日本規格協会「改訂化学物質管理者専門的講習テキスト」より引用[3)])。

このような背景のもと、“労働者との化学物質の危

月刊

化学物質管理

Vol.11
2026.8~2027.7

月　刊：毎月1回発行
　　年12冊(年間購読)
体　裁：A4 モノクロ
頁　数：70-100頁
　　(号により変動)
価　格：冊子版のみ 55,000円
　　(税込（消費税10%))
　　（年間購読：12冊）
ＩＳＳＮ：2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子＋電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
https://johokiko.co.jp/chemmaga/

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実のラインナップ

本誌の構成

・インタビュー ～キーマンに聞く
・特集記事 ～国内外の規制動向
・各社の化学物質管理
・コラム
・ニュースレター
・質問箱　など

特集テーマ

・REACH,RoHS,CLP規則
　最新動向
・米国TSCA・HCS・州法
・中国の環境・化学物質規制
・東南アジアの化学物質規制
・化審法、安衛法、毒劇法等
　国内法規制
・各国のGHS対応
・危険物輸送勧告
・世界の新規化学物質届出
・情報伝達ツール
　など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへのインタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行　株式会社 情報機構